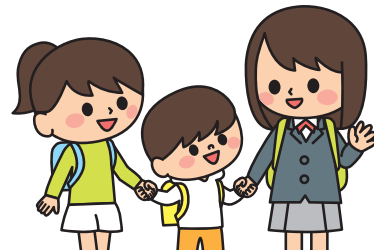


児童手当制度改正 対象拡大や第3子以降の増額など

子ども育成課/Tel674-7174



手続きの要否は個別送付の案内で確認を

法改正により10月から児童手当制度が変わります(右欄)。これまで所得制限超過や子が高校生相当年齢になって児童手当・特例給付(以下、手当)を受給できなくなっていた人も対象になります。市で把握できる対象者(下記)には、8月下旬~9月上旬に案内を送付。スマートフォンやパソコンから電子申請が可能です。詳細は案内をご確認ください(各種公務員*を除く)。

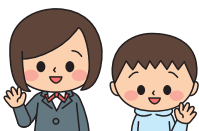
	10月分 (12月支払分) から	
所得制限	あり	なし
支給対象年齢	15歳まで	18歳まで
第3子以降支給額	月15,000円	月30,000円
算定対象年齢	18歳まで	22歳まで
支払回数	年3回	年6回

案内が届く人(8月下旬~9月上旬)

*公務員の手続きは勤務先で行われます。問い合わせは勤務先へ

●現在、手当を受給している人

新たに算定対象となる大学生相当年齢(18~22歳の年度末)の子がいる場合などは、手続きが必要です



●現在、手当を受給していない人(過去に受給申請したことがある)

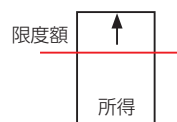
●高校生相当年齢の子がいる

新たに支給対象となります。手続きが必要です



●所得が限度額を超えていた

新たに支給対象となります。手続きが必要です



案内が届かないと想定される人

これまでに市に手当の受給申請をしたことがない人、子が市外別居している人などは、案内が届きません。市ホームページをご確認ください

通院困難者への訪問歯科健診 10月から無料で実施

健康づくり推進課/Tel674-8800



歯科医師、歯科衛生士が自宅へ

10月から通院することが困難な市民を対象に、歯科医師と歯科衛生士が自宅を訪問し、問診や口腔内検査、歯科保健指導などを無料で行います。

料金 無料(年度内1回のみ)

申込 随時、☎ ☒ で

市歯科医師会事務局で受け付け

Tel676-0235(平日10:00~14:00)、FM672-0818(24時間)

対象 次の①②のどちらかを満たす15歳以上の人



①要介護3以上



②身体障がい者
手帳1・2級

以下の人は対象外

- 歯科医院に通うことができる
- 過去1年に歯科の診療・介護保険サービスを受けた
- 同年度内に他の歯科健診制度を利用した

訪問歯科健診のQ&A

Q 訪問歯科健診では何をするの?

A 問診、口腔内検査をして、結果から歯科保健指導を行います



Q 治療もしてもらえるの?

A 治療、歯石の除去、入れ歯の調整などは行いません。治療が必要な場合は本人やご家族と相談します

Q 申し込みは本人以外もできるの?

A はい、ご家族やケアマネジャーなどでも申し込みできます



Q いつ訪問してもらえるの?

A 令和6年度の訪問は10/1(火)~来年3/15(土)に実施します。日時については、申し込み後に調整を行います

訪問までの流れ

①申し込み

②日程調整

③歯科健診